

## 京都府保健医療計画（中間案）に対する意見

平成25年1月16日

全国B型肝炎訴訟大阪弁護団

### 第1 はじめに

肝炎対策基本法第二条は、肝炎対策の基本理念として、以下の事項を掲げている。

- 「一 肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査（以下「肝炎検査」という。）を受けることができるようにすること。
- 三 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（以下肝炎患者等）という。）がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎に係る医療（以下「肝炎医療」という。）を受けることができるようにすること。
- 四 前三号に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されることを理由に差別されないように配慮するものとする。」

その上で、同法四条は、以下の通り定めている。

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

京都府保健医療計画（以下「本件計画」という。）は、この肝炎対策基本法及び、肝炎対策基本法第九条に基づき策定された肝炎対策基本指針に基づき、肝炎対策を策定しなければならない。

したがって、京都府保健医療計画（以下「本件計画」という。）は、肝炎対策基本法及び同法に基づき策定された肝炎対策の推進に関する基本指針（以下、「肝炎対策基本指針」という。）に基づき策定されるべきであり、本件計画においてはその旨の記載がなされなければならない。

また、本件計画は、京都府における肝炎対策の現状と課題を正確に把握し、現状を改善するための計画でなければならない。そのためには、よりきめ細やかな現状分析と具体的な数値目標、少なくとも重点施策の策定が必要不可欠である。

## 第2 各論

### 1 「正しい知識の普及啓発」について

肝炎対策基本指針第8・(2)・イは、「地方公共団体は、あらゆる世代の国民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行う。」と定める。したがって、本件計画において、肝炎対策基本指針の同部分の記載を行い、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発のための施策を記載し、そのための成果指標を定めなければならない。

我が国において、ウイルス性肝炎が国民病と言われるほど蔓延している一つの原因として、集団予防接種における注射器等の連続使用があった。この点は、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働大臣）との間で締結した基本合意書においても、「集団予防接種等（予防接種及びツベルクリン反応検査）の実施に際し、注射器等（注射針及び注射筒等。以下同じ）の連続使用が行われたことにより、多数の被接種者にB型肝炎ウイルス感染の危険が生じ、国がその被害の発生・拡大を防止しなかったことにより、数十万人とも推計される方々に感染被害が生じた。」と記載され、それをうけて制定された特定B型肝炎感染者給付金等の支給に関する特別措置法の第1条においても「この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものである」と規定されたとおりである。

したがって、集団予防接種を受けた者であれば誰もがB型肝炎ウイルス感染の可能性があったということを、最初に普及啓発しなければならない。そうでなければ、肝炎に対する理解も進まないものと思われる。

### 2 京都府における肝疾患の現状と課題についての正確な把握

京都府における肝炎対策を推進するためには、京都府における肝疾患の現状と課題を正確な数値により把握しなければならない。また、現状の正確な把握のためには少なくとも二次医療圏毎の数値を把握しなければならない。例えば、山梨県肝炎対策推進計画においては、二次医療圏毎の肝疾患状況についての現状把握と課題設定が行われている。

しかしながら、本件計画の中間案においては、肝疾患の現状について正確な数値の記載がなく、二次医療圏毎の現状把握も行われていない。

本件計画の「現状と課題」においては、少なくとも以下の肝疾患に関する正確な数値による現状分析の記載による現状の記載が必要である。

- ① 京都府全体及び二次医療圏毎について少なくとも過去10年間の数値を

現状により示す。

- ・ B 型肝炎、C 型肝炎、NASH など肝炎の別
  - ・ B 型・C 型肝炎ウイルス検査の受検者数と感染者数、感染比率（京都府、京都市、保健所、委託医療機関、出張検査、市町村実施検査の別に数値を示す）
  - ・ 慢性肝炎、肝硬変、肝がんなど病態の別
  - ・ 死亡者数、死亡率
- ② 京都府全体及び二次医療圏毎のウイルス検査体制の整備状況を数値により示す。
- ・ ウイルス検査実施の保健所及び保健センター数、無料検査委託医療機関数、市町村数
  - ・ 出張検診の有無及び数
  - ・ 個別勧奨実施市町村数
- ③ 京都府全体及び二次医療圏毎の肝疾患医療体制の整備状況を数値により示す。
- ・ 肝疾患連携拠点病院数および日本肝臓学会認定専門医が診察する専門医療機関数
  - ・ 京都府が独自に定める「肝疾患専門医療機関」数、同医療機関の認定基準
  - ・ 肝炎相談センター設置の肝疾患診療連携拠点病院数と同相談センターの相談件数（電話・面接別）、同センターの専任職員、担当医師配置の有無

### 3 成果指標の設定

- (1) 肝炎対策の推進のためには、前述したように二次医療圏毎の肝疾患状況の数値に基づく正確な把握により課題を設定し、具体的な数値目標をそれぞれ以下の内容ごとに設定しなければならない。
- (2) 肝炎ウイルス検査の受検促進および受検後のフォローアップ

本計画案において、全ての府民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を早期に受検することが重要であるとし、肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村を14市町村から全市町村とする旨成果指標を設定したことは評価できる。

しかしながら、全ての府民が早期に少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検するようになるためには、毎年の肝炎ウイルス検査受検数の数値目標を設定しなければならない。

また、府民がウイルス検査をより受けやすくなるためには、ウイルス検

査の委託医療機関の数を増加しなければならない。

更に、ウイルス検査受検が目的ではなく、ウイルス検査によって陽性と判断された者を早期に治療に結びつけることが目的なのであるから、ウイルス検査によって陽性と判断された者に対するフォローアップについても数値目標を掲げるべきである。この点について、例えば、山梨県肝炎対策推進計画においては、「肝炎ウイルス検査で発見されたウイルス感染者の医療機関受診率を95%まで改善します。」と具体的数値目標を設定している。

したがって、少なくとも、以下の成果指標を設定しなければならない。

- ① 無料肝炎ウイルス検査を全ての医療機関に委託する。
- ② 全ての府民の早期ウイルス検査受検実現のために具体的な検査数の目標設定を行う。
- ③ 肝炎ウイルス検査を全市町村が無料で実施する。
- ④ 肝炎ウイルス検査で発見されたウイルス感染者の医療機関受診率を少なくとも95パーセントにする。

### (3) 肝疾患医療体制の整備

本計画案において、相談窓口の設置および肝炎に関する知識を持つ人材（コーディネーター）の育成を成果指標としたことは評価できる。

しかしながら、相談窓口は北部の1つのみしか設定されておらず、京都府の各地域において全ての肝炎患者が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるようになるためには、少なくとも二次医療圏毎に相談窓口を設置すべきである。

また、コーディネーターの養成のために具体的かつ適切なカリキュラムを設定すべきである。地域肝炎治療コーディネーターは肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられることを目標にしている。そうであれば、カリキュラムには、医療提供者の視点だけではなく医療を受ける側からの視点も求められる。そのため、養成カリキュラムにおいては、肝炎患者等から話を聞く機会を是非設けてもらいたい。例えば、岩手県においては、「地域肝疾患アドバイザー養成研修会」のカリキュラムとして患者会代表者が講師として講義を行っている。

更に、「現状と課題」の「医療提供体制」において、「全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります」と記し、「対策の方向」の「診療体制」では「適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充する」「肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有および連携を推進」としているが、かかりつけ医も含めた慢性肝炎・肝硬変・肝がん治療の医療提供体制はど

のようなものとするかの記述を行い、そのような医療提供体制を実現する旨の成果指標がなければ、肝炎患者の適切治療という課題を実現することはできない。

したがって、少なくとも、以下の成果指標を設定しなければならない。

- ① 肝炎治療推進連携病院に設置されている肝炎相談センターを含め、専任職員を配置した肝炎相談センターを少なくとも全ての二次医療圏に設置する。
- ② コーディネーター養成カリキュラムの中に肝炎患者の話を聞く機会を設ける。
- ③ 二次医療圏毎に構築する医療提供体制の明示を含め、整備する京都府の肝炎治療体制を明らかにする。その上で、「都道府県における検診後肝疾患診療体制に関するガイドライン」で要件を明示している「肝疾患に関する専門医療機関」を、京都府の肝炎対策にも明示し、成果指標に「全ての二次医療圏に肝疾患専門医療機関を確保する」と記載する。

#### (4) 肝炎対策に関する情報提供

肝炎に関する啓発及び知識の普及を行い、肝炎ウイルス検査の受験者数を増加させるためには、これらの情報について従前の方法にとどまらない広く効果的な情報提供を行う必要がある。平成20年3月31日に厚生労働省から京都府等に通知された「肝炎対策事業実施要綱」においては、情報提供の方法として、肝炎診療従事者研修の実施、肝炎診療支援リーフレットの作成・配布、シンポジウム等の開催、ポスター・リーフレットの作成・配布による普及啓発、新聞広告、電車等の中吊り広告の掲載による普及啓発などを挙げている。

したがって、肝炎に関する啓発及び知識の普及、並びに肝炎ウイルス検査の受検勧奨についての広報などによる情報提供を行う旨の明示と共に、抽象的な記載にとどまらず、肝炎診療従事者研修の実施及び実施回数、肝炎診療支援リーフレット（肝炎手帳）の作成・配布、シンポジウム等の開催および開催回数、新聞等のマスメディアの利用、広く公共機関や医療機関においてポスター掲示やリーフレット設置を行うなど具体的な例示と共に効果的な広報活動を行うことを成果指標として記載すべきである。

#### (5) 肝炎対策推進協議会

本計画案には、「肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策推進協議会を設置」する旨記載を行っている点は評価できる。

しかし、肝炎対策推進のためには、それぞれの病態や性質、地域特性に応じた、当事者である肝炎患者の意見が反映されなければならない。

したがって、新たに設置する京都府肝炎対策推進協議会がその役割を果たせるように、肝炎ウイルスの感染者、慢性肝炎患者、肝硬変患者、肝がん患者、患者遺族を複数の二次医療圏から選出する旨明示しなければならない。

#### (6) 京都府がん対策促進計画および京都府保健医療計画の「(1) がん」の補強

原発性肝がんの多くはウイルス性肝炎患者から発生している。また、死因の最大の原因であるがん（悪性新生物）の中で肝がんが占める割合は京都府においては4位である（人工動態統計平成23年度）。肝がんの多くは、その入り口である慢性肝炎等の段階で適切な治療を行うことにより予防することが可能なものである。

したがって、肝炎対策自体が肝がんに対する対策としての性格を有する重要ながん対策であることを本件計画に明記することが重要であり、京都府の肝がん患者の現状、治療体制の現状、今後の体制についての目標を記載すべきである。

具体的には、少なくとも以下の記載を行うことが必要である。

- ①がん対策の記載の部分に、肝がんの現状、特性、肝がん予防にとって重要である肝炎ウイルス検査の重要性を記載する。
- ②がん対策の「対策の方向」に、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療の記載も入れる。
- ③「がんの早期発見」に、肝炎ウイルス検査が肝がんの予防に欠かせない検査であり、胃・肺・大腸・子宮・乳がんのがん検診と同様に受検率を引き上げることが必要であることを明記する。
- ④「成果指標」にある検診受診率の引き上げに肝がんの検査と同様に、肝炎ウイルス検査の受診率の引き上げおよび早期発見のための検査での受検促進のための全医療機関への肝炎検査の委託も明記する。
- ⑤「がんの医療連携体制図」に、インターフェロンや核酸アナログ等を用いた抗ウイルス治療などを行う医療機関とかかりつけ医での治療も組み込んだものとしなければならない。
- ⑥京都府内におけるがん診療連携拠点病院、京都府がん診療連携病院、推進病院の二次医療圏別の配置図と同様に、肝炎治療推進連携病院、日本肝臓学会認定専門医診察の病院の配置図も並列して記載しなければならない。

#### 4 その他

本計画案は、肝炎対策基本法、及び肝炎対策基本法を受けた肝炎対策の推進に関する基本的な指針に基づき策定されるものであるそして、肝炎対策の推進に関する基本的な指針においては、「第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項」として、「肝炎患者等及びその家族に対する支援の在り方」が規定されている。

すなわち、肝炎対策としては、医療体制だけでなく医療以外の支援も求められているのである。しかるに本計画案においては情報提供や正しい知識の普及啓発、肝疾患診療連携拠点病院の相談機能の充実などの記載はあるが、具体的な、例えば肝臓病教室の設置や市民向け講演会の充実、身体障害者手帳の交付などの福祉の観点からの支援体制などについての記載がない。

したがって、これらにおいてもできるだけ具体的な内容及び数値を目標設定すべきである。

以上